

守山市地域環境推進員の設置要領

(目的)

第1条 この要領は、地域の環境保全を推進するため、地域環境推進員（以下「推進員」という。）を設置することについて必要な事項を定めます。

(設置基準)

第2条 推進員は、自治会毎に1人以上とし、概ね200世帯に1人とします。ただし、自治会から設置人数について申出があった場合は、この限りではありません。

(推進員)

第3条 推進員は、自治会長の推薦を受け、市長が委嘱します。

2 推進員は、任意の協力に基づくボランティアとし、その役割に対する報酬は支給されません。

(任期)

第4条 推進員の任期は、1年とします。ただし、補充による推進員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とします。

2 推進員の再任は、妨げません。

(役割)

第5条 推進員は、地域の環境保全に熱意と見識を有し、地域のリーダーとして活動できる者としてします。また、地域のリーダーとして正しい知識と熱意をもって、自らが地域環境づくりの実践者となり、次の活動を通して、地域住民の環境意識の向上を図るとともに、地域環境の保全を図ることを役割とします。

- (1) 地域の環境美化に関する活動
- (2) 家庭のごみの分別指導に関する活動
- (3) ごみの発生抑制、再利用・再資源化の推進に関する活動
- (4) 令和3年10月以降のごみの分別啓発に関する活動
- (5) 脱炭素の推進に関する活動
- (6) その他地域の環境保全対策に関する活動

(サービス)

第6条 推進員のサービスは、次に定めるとおりとします。

- (1) 推進員は、第5条に定める活動を行うために、知識を深めるよう努めなければなりません。
- (2) 推進員活動を行うにあたっては、守山市地域環境推進員の腕章を着用するものとします。
- (3) 推進員は、推進員活動において知り得た個人情報等を漏らしてはなりません。退いた後も同様とします。

(市の責務)

第7条 市長は、推進員に対して、研修、情報の提供等を行うものとします。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年8月10日から施行する。

(任期の特例)

第4条中の推進員の任期について、令和2年度から委嘱されている推進員は任期を2年とします。